

# 農業委員会だより

◆農業や農業委員会に関することは地域の農業委員または農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へ気軽に相談ください。  
 問い合わせ 北上市農業委員会事務局(本庁舎3階) ☎72-8246、72-8247

## 令和2年度

### 事業計画を決定

4月13日、市役所本庁舎で開催された第176回北上市農業委員会総会にて、令和2年度事業計画を決定しました。

農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などの課題がある中、継続的な農業・農村の発展のため、新規就農者、農業後継者への支援活動のほか、農業者の意見を市政に反映できるように意見交換会などを実施することとしました。

また、「一人・農地プランの実質化」の推進による農地の集積・集約や遊休農地の発生防止に努め、更なる農地の利用の最適化を目指していきます。

## 農地の売買、転用などは許可が必要です

農地(田、畑など)の売買や貸し借り、農地を転用(農地を農地以外の目的で使用すること)しようとするときは農地法に基づく許可が必要です。

### ①農地の権利移動

農地を農地として利用するために売買や貸し借りなどの権利移動をしようとするときは許可が必要です。

なお、新たに権利を受ける側の経営する面積が50アール未満の場合は許可できません。

### ②農地の転用

農地を住宅や工場などの建物、資材置き場、駐車場、再生可能エネルギー設備など、農地以外の用地に転用しようとするときは許可が必要です。

許可を受けずに転用すると工事の中止や原状回復が必要となる場合があります。

### ③申請の方法

毎月5日(5日が閉庁日)のときはその前の閉庁日までに申請書と必要書類を農業委員会事務局に提出してください。

※申請書など詳しくは市のホームページをご覧ください。



## 農地の相続などは

### 届け出が必要です

相続などで農地の権利を取得した場合は届け出が必要です。法務局で相続などの登記手続き後に農業委員会事務局に届け出をお願いします。また、農地の形状変更をする際は変更前に届け出をお願いします。

(例)田を畑に転換したい、畦畔(けいはん)を除去し広くして耕作したい、など

## 農業・農地について

### 「」相談ください

農業委員・農地利用最適化推進委員は、農地利用の最適化の推進のため、農地パトロールや農家相談活動などを行っています。農業・農地に関することは地域の委員や農業委員会事務局へご相談ください。

(例)農地の売買や貸し借りをしたい、農地を管理できない、新規就農したい、など

各地区の担当委員は下記の表のとおりです。

■農業委員・農地利用最適化推進委員の一覧

西部	西南			中部	北部			東部			南部			区域	農業委員
藤高 高橋 裕樹	高橋 裕樹	小原 孝法	岩崎 泰二	下瀬川 正真	菊池 浩輝	伊藤 淳	飯豊 三英	高橋 清久	黒岩 利喜夫	及川 利喜夫	鬼柳 稔美	相去 昌平	黒沢 孝	氏名	
藤高 高橋 裕樹	横川 善友	煤孫 直志	小田島 幸克	江釣子 義明	菅原 清行	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	地区	農地利用最適化推進委員
高橋 正美	高橋 善友	高橋 善友	小田島 幸克	八重樫 庄太郎	菅原 清行	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	氏名	
高橋 正美	高橋 善友	高橋 善友	小田島 幸克	八重樫 庄太郎	菅原 清行	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博		
高橋 正美	高橋 善友	高橋 善友	小田島 幸克	八重樫 庄太郎	菅原 清行	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博		
高橋 正美	高橋 善友	高橋 善友	小田島 幸克	八重樫 庄太郎	菅原 清行	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博	菅野 利博		



千田 健一さん（50歳・滑田）

## 長い期間の 収穫を目指す



滑田で野菜農園を営む千田さん。東日本大震災発生前は県外で大手コンビニのエリア責任者などを務めていましたが、復興の一助になりたいと帰郷を決意しました。地元である北上市で就農するため実家に戻り、県の補助制度を活用して、市内の農業者の下で1年間野菜の栽培を学びました。

最初は10アールほどの土地でキュウリとネギを栽培していましたが、現在はキュウリ25アール、ネギ40アールと面積を増やすほか、新たにミニトマトやプロッコリーなどの生産も始めました。今はJAへの出荷のほか、市内の産直やスーパー、学校給食への納品も行っています。

千田さんは地域のイベントにも積極的に参加しており、昨年7月には、情報発信サイト「きたかみごはん」のイベントの一つである農業体験の講師を務め、農園に参加者を招き、朝6時からキュウリとミニトマトの収穫体験を行いました。早朝の採れたて野菜は参加者からも好評だったそうです。

農業に転職してから家族という時間が増えたと話す千田さん。今後について「キュウリをもっと長い期間収穫できるように、ハウスの規模拡大を考えている。また、将来は法人化も視野に、野菜農家として儲かる農業経営に取り組んでいきたい」と語ります。家族のために頑張る農業者の力に期待しています。

（農業委員 菊池 浩輝）

## 全国農業新聞を

### 購読しませんか

全国農業新聞は、先進的な農業経営者の取組事例や農政問題の正確・公正な情報と解説を中心に、農業経営や暮らしの改善に役立つ情報を提供しています。岩手県版では地域の面白い話題やイベント情報などが掲載され、ご家族や農家でない人も楽しめる内容となっています。

本年度から紙面が全ページカラーになり、読みやすくなりました。また、購読者向けの簡易的電子版がインターネットから閲覧できるようになりました。

購読に関する申し込み・お問い合わせは、農業委員会事務局までお願いします。

○発行日 毎週金曜日  
○購読料 月額700円(税込)



## ■農地の権利移転・利用権設定等審議内容

上段 審議件数(単位:件) 下段 面積(単位:m<sup>2</sup>)

	3月	4月	5月
農地法3条	10	5	4
	191,589	25,723	8,786
農地法4条	2	1	3
	386	1,248	1,053
農地法5条	10	7	11
	13,944	6,102	7,432
農地法適用外証明	4	3	2
	1,166	1,863	2,295
農用地利用集積計画	189	131	31
	1,110,992	872,868	217,102

◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合

◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合

◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合

◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合

◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で、受け手側が大規模農家の場合